

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和3年5月18日付けで提起した処分庁による利用者負担額（保育料）変更処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は令和2年8月27日に、審査請求人に対し、令和2年9月から令和3年3月までの利用者負担額（保育料）について決定し、「利用者負担額（保育料）通知書」（令和2年8月27日付け2葛子保第188号）により通知した。（本件処分1）
- 2 処分庁は令和3年2月2日に、住民税の情報連携により、令和3年1月12日に審査請求人の住民税額が決定したことを受け、利用者負担額（保育料）を再算定し、審査請求人に対し、令和3年2月及び3月の利用者負担額（保育料）について変更決定し、「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和3年2月2日付け2葛子保第424号）により通知した。（本件処分2）
- 3 審査請求人は、令和2年9月から令和3年1月までの利用者負担額（保育料）が減額されないことを不服とし、令和3年5月18日に審査請求（以下「本件審査請求」とい

う。)を提起した。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の確定申告が遅れたため、令和2年9月から令和3年1月までの利用者負担額（保育料）の減額を求める。また、処分を知った日が令和3年3月31日頃となったのは、処分庁の職員から、確定申告をした後に請求される利用者負担額（保育料）で令和2年9月以降に多く支払っている利用者負担額（保育料）の調整がされると説明を受けていたが、令和3年2月以降の利用者負担額（保育料）の領収書を見て令和3年2月以降の利用者負担額（保育料）の支払いの分で調整されていないことに気付いたためであり、正当な理由がある。

理 由

1 審査請求に係る法令等の規定について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第18条第1項においては、処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができないこと、ただし、正当な理由があるときは、この限りでないことについて規定している。
- (2) 同項に規定する「処分があったことを知った日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により処分等の存在を現実を知った日を指し、抽象的に知り得た日を意味するものではないが、処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等により社会通念上処分があったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分があったことを知ったものと推定される（最高裁判所昭和27年11月20日第一小法廷判決）。
- (3) また、同項ただし書が審査請求期間の例外として規定する「正当な理由」とは、審査請求期間について教示がされず、又は誤って長期の申立期間が教示され、当事者が他の方法でも申立期間を知ることができなかつたような場合や、天災その他審査請求

をしなかったことについてやむを得ない理由がある場合であると解する。

2 本件審査請求について

(1) 法第18条第1項本文について

審査請求人は審査請求書において、「処分について知った日」を令和3年3月31日としているが、処分庁は、令和2年9月から令和3年3月までの利用者負担額（保育料）の当初決定である本件処分1については令和2年8月27日に通知しており、当該通知書について、処分庁に返還された事実は認められない。

また、審査請求書の「審査請求に係る処分」に「「保育料の変更」についての処分」とあることから、令和3年2月及び3月に加え、令和2年9月から令和3年1月までの利用者負担額（保育料）についても記載されている本件処分2を、令和2年9月から令和3年1月までの利用者負担額（保育料）を変更しないことの決定であると捉え検討することとする。本件処分2については令和3年2月2日に通知しており、当該通知書についても、処分庁に返還された事実は認められない。

そして、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）第1条の規定による改正（同改正法は令和3年5月1日施行）前の郵便法（昭和22年法律第165号）第70条第3項第4号及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第32条第4項の規定によれば、郵便物は、発送日から日曜祝日等を除く3日以内に送達するものとされている。

そうすると、本件処分1の通知書は令和2年9月1日頃に、本件処分2の通知書は令和3年2月5日頃に審査請求人に送達され、本件各処分があったことが審査請求人の知り得るべき状態に置かれたことにより、審査請求人は、本件各処分があったことを知ったものと推定される。

これに対し、本件審査請求は令和3年5月18日になされていることから、本件審査請求が審査請求期間経過後になされたものであることは明らかであり、また、上記推定を覆すに足る反証がなされているとは認められない。

(2) 法第18条第1項ただし書について

上記のとおり令和3年2月5日頃に審査請求人に送達されたものと認められる本件処分2の通知書には、決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日

から起算して3か月以内に審査庁に対して審査請求をすることができる旨と、正当な理由があるときは、同期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある旨の教示が記されている。したがって、審査請求期間についての処分庁の教示に誤りがあったことは認められない。

また、審査請求人は、処分を知った日が令和3年3月31日頃になった理由は、処分庁の職員から、確定申告をした後に請求される利用者負担額（保育料）で令和2年9月以降に多く支払っている利用者負担額（保育料）の調整がされると説明を受けていたためと主張するが、かかる説明がなされた旨の主張を裏付ける証拠の提出はなく、また、審査庁が処分庁に照会したところ、そのような事実はない旨回答している。

ほかに審査請求人が法定の審査請求期間の経過後に本件審査請求を提起したことについてやむを得ない理由があったことを伺わせる事情はない。

したがって、法が規定する「正当な理由」があるとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、審査請求期間を経過した後になされた不適法なものであって、補正をすることができないことが明らかであることから、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和3年9月8日

審査庁 葛飾区長 青木克徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。